

# 草津市の総合計画について

## 【第5次草津市総合計画】



草津市 総合政策部

# 総合計画とは

- ・草津市自治体基本条例に基づいて策定する、草津市の全ての計画の基本となる市政運営の最上位計画
- ・福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野にわたる事務事業を、一つの方向性のもとに計画的に推進していくことが可能
- ・自治体運営の舵取りとして、重要な役割を果たす計画であるため、市民との協働の視点に立ち、策定段階から市民参加をいただき策定

## 【草津市自治体基本条例】（抜粋）

第13条 市は、市政運営の最上位の計画として市民の参加を得て総合計画を策定し、総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

# 草津市の総合計画

## 【第1次～第4次草津市総合(開発)計画】

### 第1次草津市総合開発計画(1970～)

#### 「調和のとれた10万都市づくり」

- (1)市民のための市政を高めるために
- (2)さわやかな明るいまちづくりのために
- (3)教育と文化を高めるために
- (4)豊かな近代都市づくりのために

### 第2次草津市総合開発計画(1981～)

#### 「活力ある調和のとれた 市民都市をめざして」

- (1)人間性を尊重するまち
- (2)自然の美しさと生活環境を大切にするまち
- (3)歴史と伝統を大切にするまち
- (4)活力を創造するまち

### 第3次草津市総合計画(ハイプラン21)(1991～)

#### びわ湖の感動都市「活力と魅力あふれる生活文化創造のまち」

- (1)人にやさしい生涯健康のまち
- (2)感性に満ちた草津人のまち
- (3)人が輝き、安心して暮らせるまち
- (4)豊かな活力を実感できるまち
- (5)快適な都市環境を創造するまち

### 第4次草津市総合計画(くさつ2010ビジョン)(1999～)

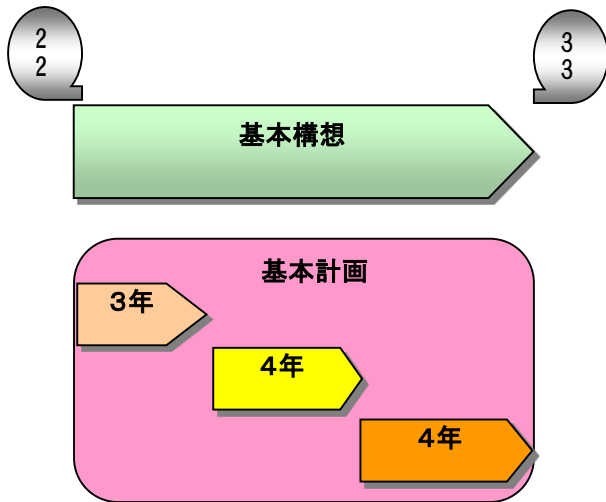
#### 「パートナーシップで築く 人と環境にやさしい 淡海に輝く 出会いの都市」

- (1)未来を育む人間都市づくり
- (2)安全で快適な環境都市づくり
- (3)淡海に輝く活力都市づくり

# ◆ 第5次草津市総合計画

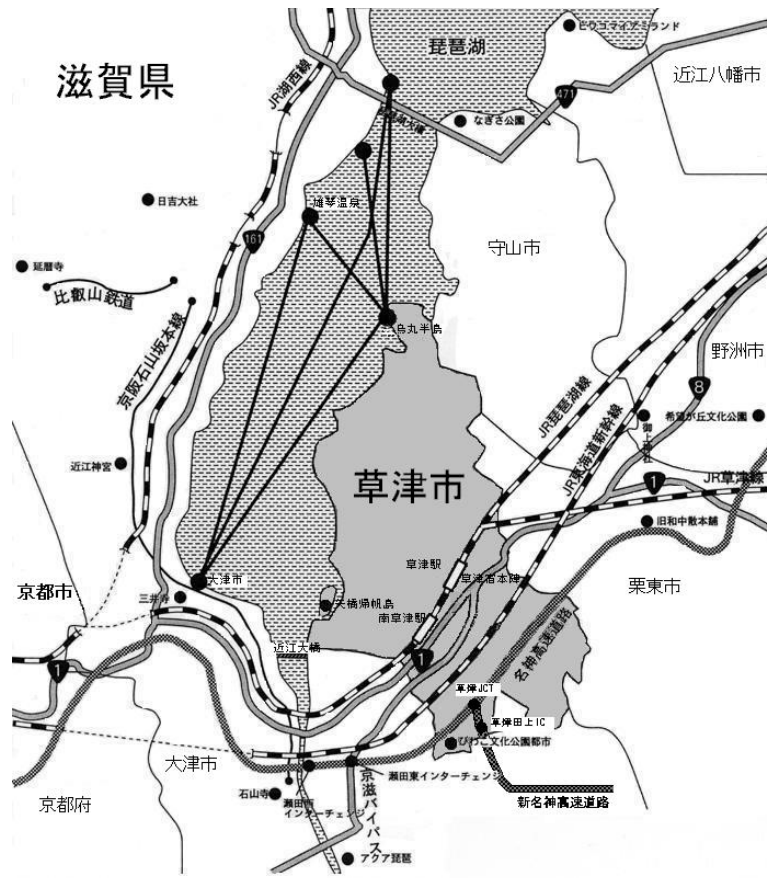
- 平成27年度 基礎調査、策定方針の決定
- 平成28年度 第3期基本計画の策定（議会の議決）
- 平成29年度～ 第3期基本計画による取り組み

- (1) 計画の目標年次 平成32年度
- (2) 総合計画の策定構成と計画期間



- ◆ **基本構想（平成22年度から平成32年度）**  
基本構想は、本市の目指すまちの将来都市像とその実現のための施策の基本的な方向性を示します。
- ◆ **基本計画（マニフェストとの整合を図る期間設定とします。）**  
基本構想に基づき、役割分担、目標値や目指すべき姿を示します。
- ◆ **基本計画の見直し**  
基本計画の考え方をマニフェスト発表後に見直し、その後4年間を基本に計画を進めるため、平成32年度の将来像を目指します。

# 草津市について



面積: 67.82km<sup>2</sup>  
(48.65 km<sup>2</sup>)

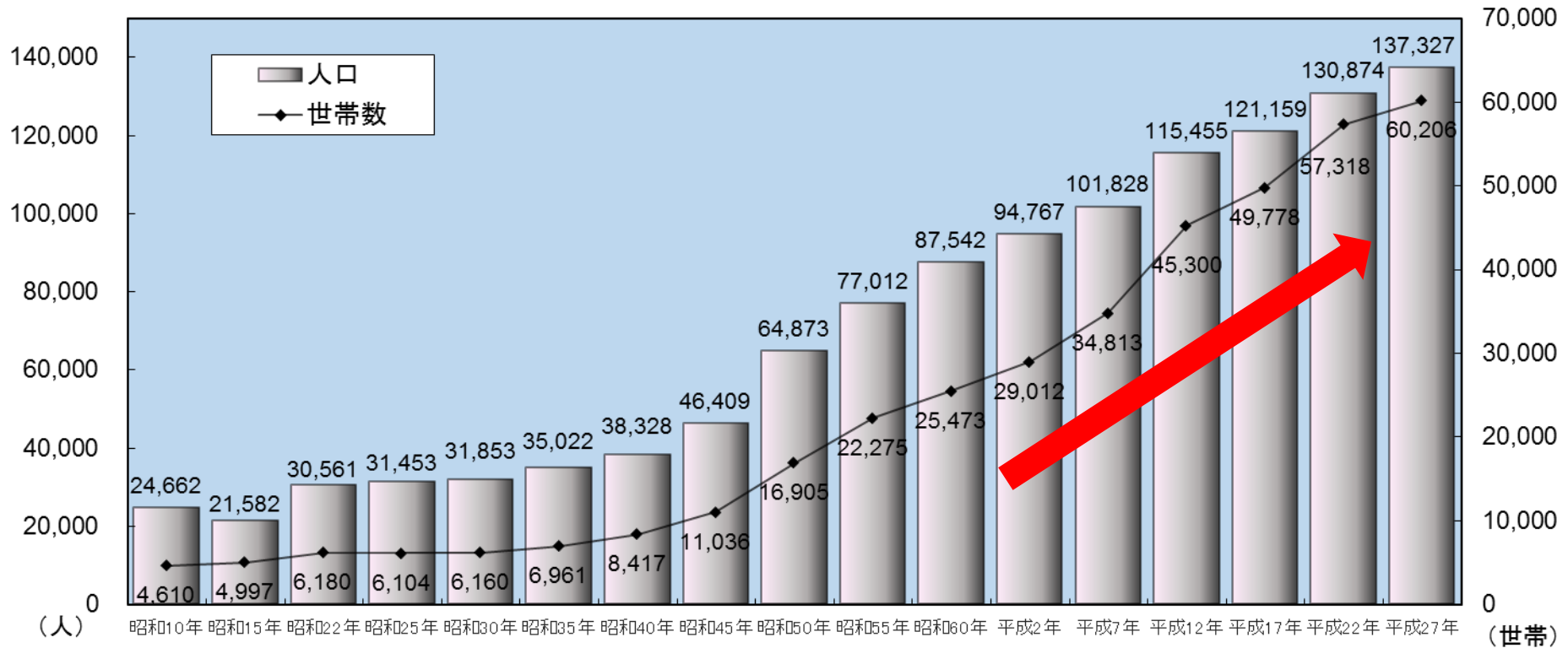
人口: 130,811人

世帯数: 55,692世帯

(平成28年5月末現在)

# 人口の推移 (国勢調査)

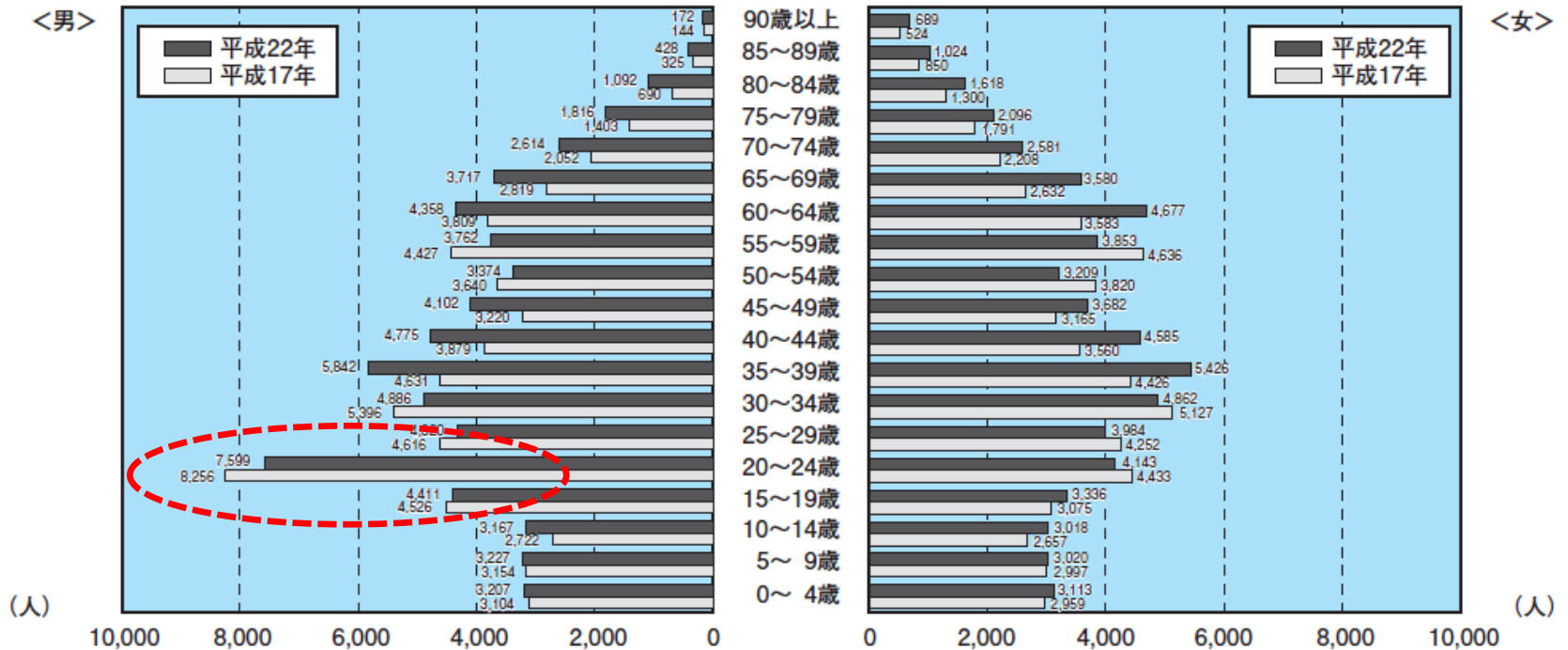
## ■ 本市の人口の推移 (国勢調査、各年10月1日現在)



※平成27年実績は、国勢調査の速報値です。

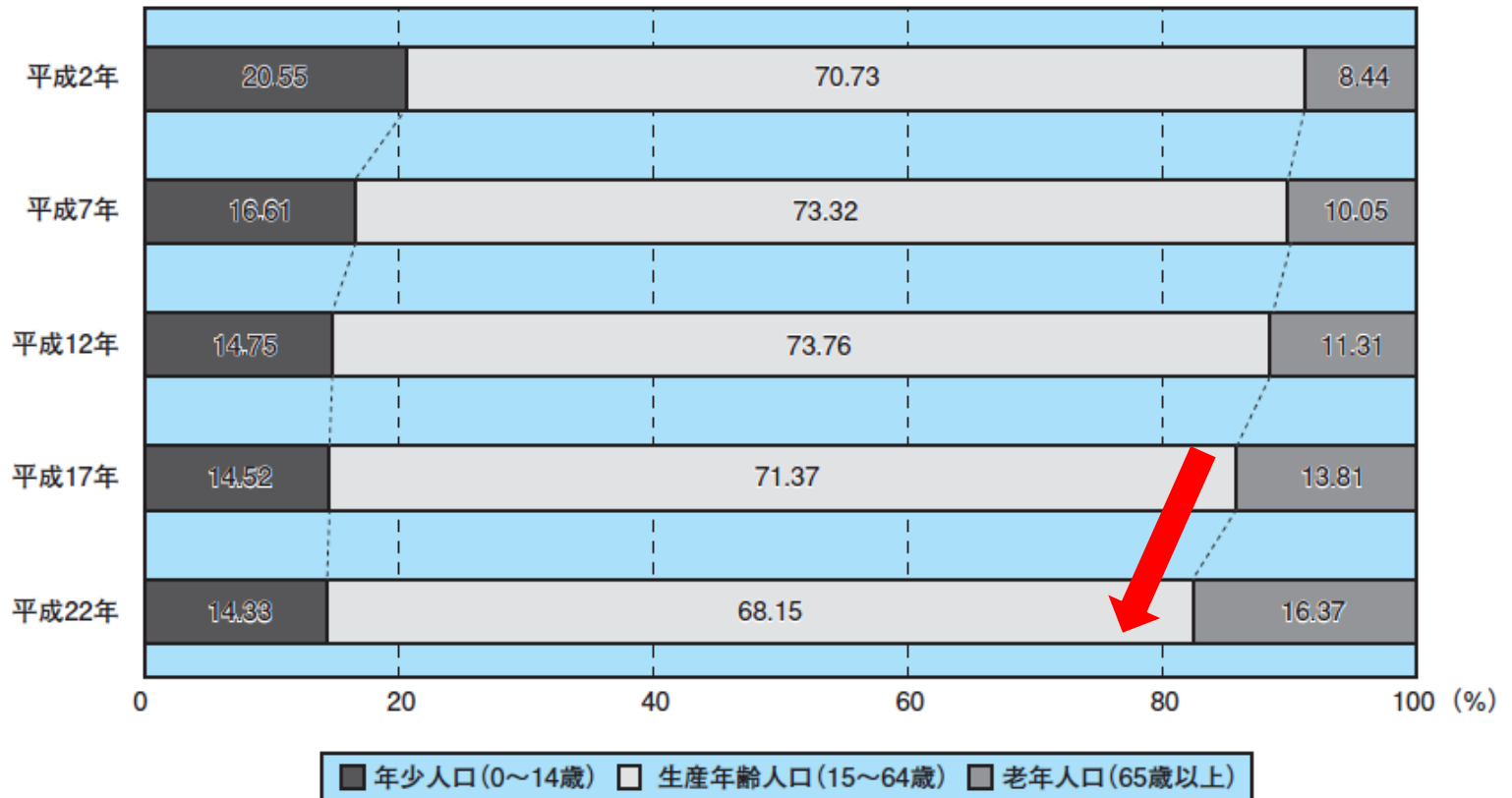
# 年齢別 (国勢調査)

■本市の人口年齢構成 (国勢調査、各年10月1日現在)



# 年齢区分別人口の推移 (国勢調査)

■本市の年齢区分別人口の推移 (国勢調査、各年10月1日現在)





# 第5次草津市総合計画

## 【第5次草津市総合計画】

第5次草津市総合計画は、

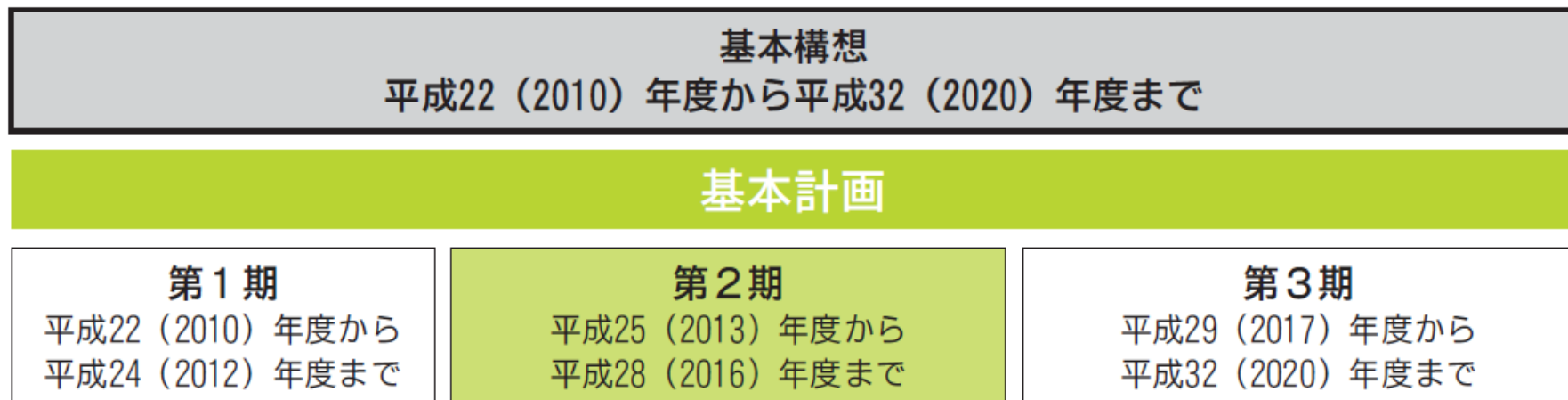
①「基本構想」

②「基本計画」

で構成しています。



## ◆第5次草津市総合計画の計画期間について



- ◆平成22年度から平成32年度を計画期間とする基本構想の計画期間において、基本計画は3期に分けて策定

# ① 「草津市の現状と課題」

## ◆草津市の主要な課題 【基本構想 平成22年】

### 【人とまち】

- ① “出会い”による市民文化の高まりを
- ②人が学び育つ仕組みを
- ③環境と調和したまちを

### 【暮らしと活力】

- ④子ども・子育ての応援と熟年世代の社会参加を
- ⑤ “歩いて暮らせる”まちを
- ⑥充実した都市機能のいっそうの活用を

### 【自治と地域経営】

- ⑦地域課題に対応できる地域コミュニティを
- ⑧市民自治の“新しい段階”への準備を
- ⑨地域経営への転換を

## ② 「基本構想」 (平成21年12月22日議決)

### 基本構想

- ・ 将来ビジョン
- ・ まちづくりの基本方向
- ・ 行政の姿勢と役割

### 構想期間

- ・ 平成22 (2010) 年度から  
平成32 (2020) 年度まで

- 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想 (グランドデザイン) です。
- 草津市議会における議決 (平成21年12月22日) を受けて策定しています。



# 1. 将来ビジョン

## (1) 将来に描くまちの姿

『出会いが織りなすふるさと  
“元気”と“うるおい”のあるまち 草津』

### 基本フレーム

#### ① 将来人口

135,000人  
(平成32年)

#### ② まちの構造

「ゾーン」

「都市拠点」

「環状道路」

「うるおいネットワーク」

## 2. まちづくりの基本方向

### まちづくりの基本方向

将来ビジョンに基づいて基本構想期間において行うまちづくりは、すべて私たち草津市民がともに進めるものであり、以下の4つを基本方向とします。

#### ■「人」が輝くまちへ

出会いとふれあいの豊かさによって、人々が互いを尊重しあう人権文化が花開くまちをつくっていきます。

また、誰もが生涯を通じて楽しく学び、生きがいを持ち、市民文化を守り育みながら、それぞれの個性を生かして輝いていけるまちをつくっていきます。

#### ■「安心」が得られるまちへ

地域における自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、幼少期から高齢期まで、障害のある人もない人も誰もが等しく、生命と健康と暮らしが守られるまちをつくっていきます。

また、災害に強く、事故や犯罪のない、安心して生き生きと生活できるまちをつくっていきます。

#### ■「心地よさ」が感じられるまちへ

琵琶湖をはじめとした自然環境に、人々の様々な活動が調和する持続可能なまちをつくっていきます。

そして、草津に暮らす人々や、草津を訪れる人々にとって、ぬくもりや季節の移り変わり、心地よさがいつも感じられるまちをつくっていきます。

#### ■「活気」があふれるまちへ

農業や商工業、観光などの振興を図り、市内外の多様な結びつきを創出して、地域産業の全体の活力を高めていきます。

また、地域コミュニティ活動、多岐にわたるテーマに応じた市民活動の活発化を促進し、地域に暮らし働くなかに、人・物・情報・技術の多様な交流を導いて、市全体から活気があふれ広がるまちをつくっていきます。

### ③ 「第2期基本計画」

(平成25年3月策定)

- 平成22年度から平成24年度までの第1期基本計画の終了に伴い、引き続き本市が目指す将来像の実現に向けて、第2期基本計画を策定しました。

#### 第2期基本計画

- ・リーディング・プロジェクト
- ・地域経営の方針
- ・分野別の施策
- ・行財政マネジメント

#### 計画期間

平成25（2013）年度から  
平成28（2016）年度まで



# 3つのリーディングプロジェクト（重点方針）

●第2期基本計画を展開していく中で、強く成果が望まれ、特に重点的に推進していくべきテーマを3点に絞り込み、重点化の方針として掲げる。

## 草津川跡地の空間整備

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

### ◆草津川跡地の空間整備

【まちづくりの基本方向】『心地よさ』が感じられるまちへ  
【分野】うるおい・景観



## 中心市街地の活性化

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

### ◆“まちなか”の魅力向上

【まちづくりの基本方向】『心地よさ』が感じられるまちへ  
【分野】住宅・住生活

### ◆中心市街地の魅力向上

【まちづくりの基本方向】『活気』があふれるまちへ  
【分野】商工観光



## コミュニティ活動の推進

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

- ◆市民自治の確立
- ◆基礎的コミュニティの活性化
- ◆市民公益活動の促進

【まちづくりの基本方向】『活気』があふれるまちへ  
【分野】コミュニティ・市民自治





# 地域経営の方針

●平成24年4月に施行した「草津市自治体基本条例」を礎とした市政を展開し、さらに一步の前進によって市民とともに力強い「地域経営」を行っていくための方針。

## 1. 公共公益的な活動領域の広がりへの対応

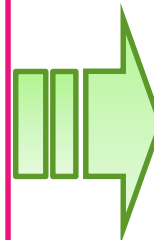
- (1) 行動主体の役割分担と協働
- (2) コミュニティ活動推進の支援



- ・市民ニーズの多様化に対応
- ・「協働」で担う地域経営

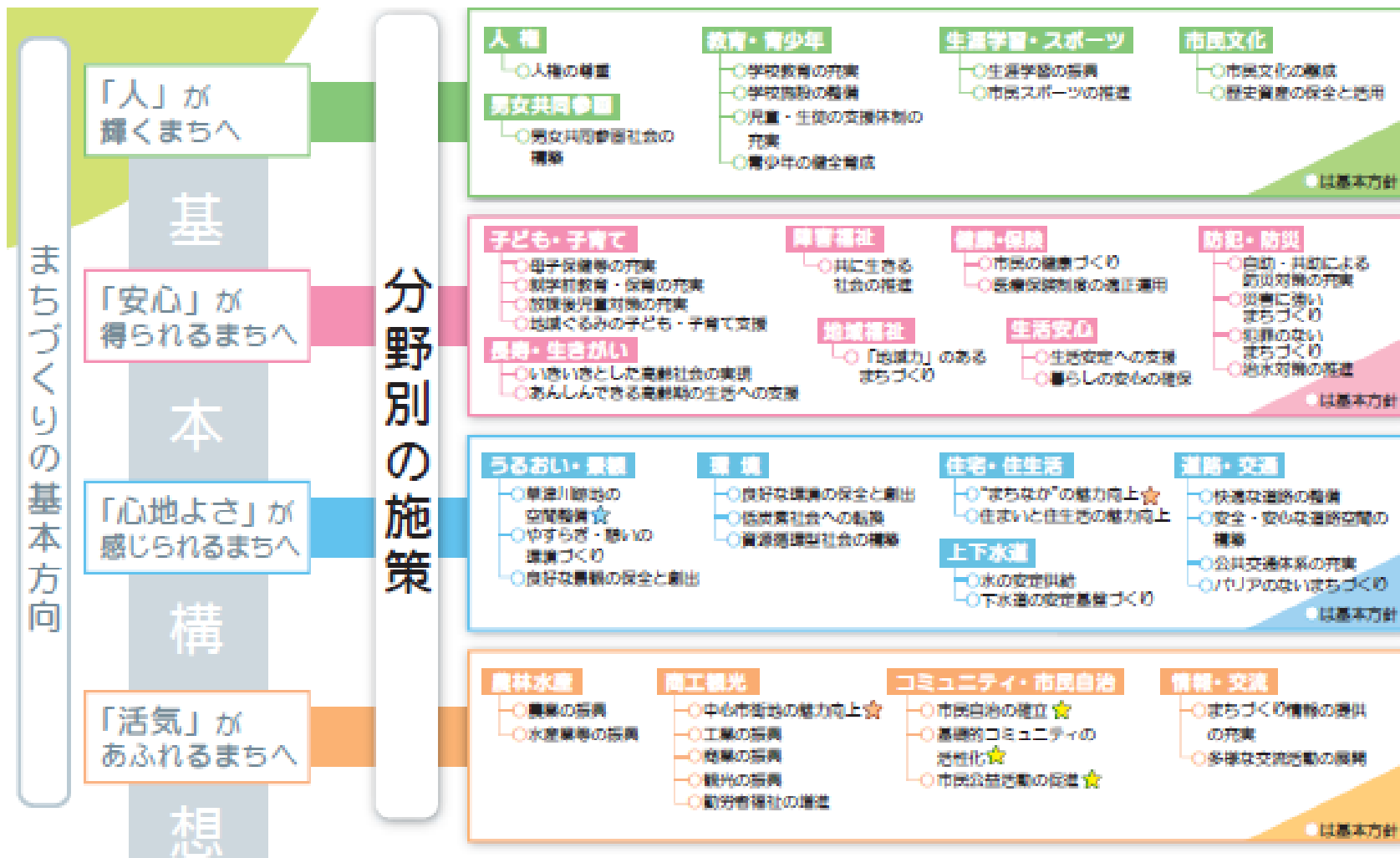
## 2. 「地域経営」のための行財政マネジメント

- (1) 健全な行財政運営
- (2) 組織力・職員力の向上
- (3) 市民参加と市民との情報共有の推進等による透明性の向上

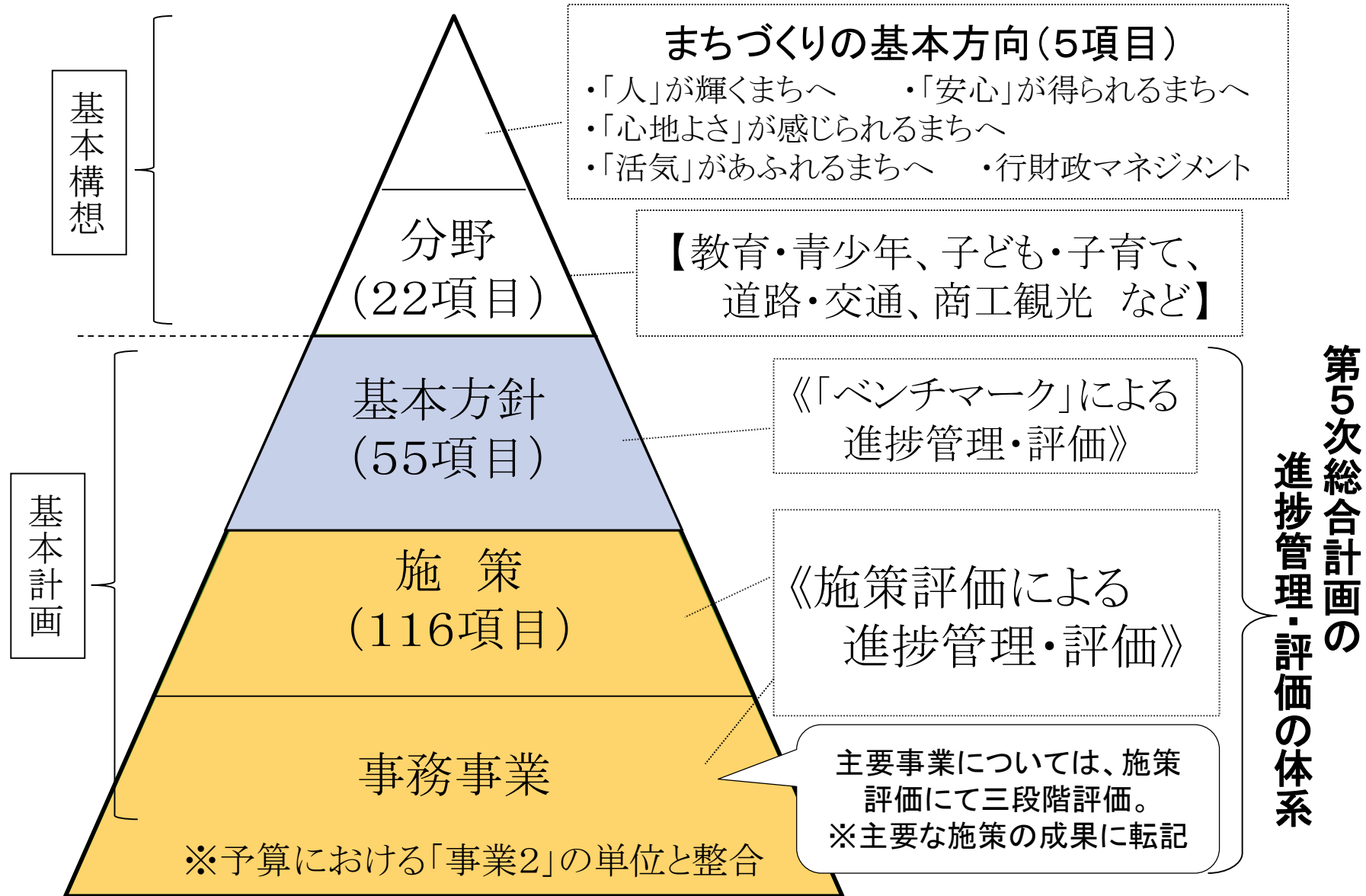


- ・規律ある財政マネジメント
- ・職員、組織の能力向上
- ・「市民参加」と「情報公開」

# まちづくりの基本方向と基本計画の構成



# ◆ 第2期基本計画の政策・評価体系



基本構想

## まちづくりの基本方向(5項目)

- ・「人」が輝くまちへ
- ・「安心」が得られるまちへ
- ・「心地よさ」が感じられるまちへ
- ・「活気」があふれるまちへ
- ・行財政マネジメント

分野  
(22項目)

【教育・青少年、子ども・子育て、  
道路・交通、商工観光 など】

基本方針  
(55項目)

《「ベンチマーク」による  
進捗管理・評価》

施策  
(116項目)

《施策評価による  
進捗管理・評価》

事務事業

主要事業については、施策  
評価にて三段階評価。  
※主要な施策の成果に転記

※予算における「事業2」の単位と整合

基本計画

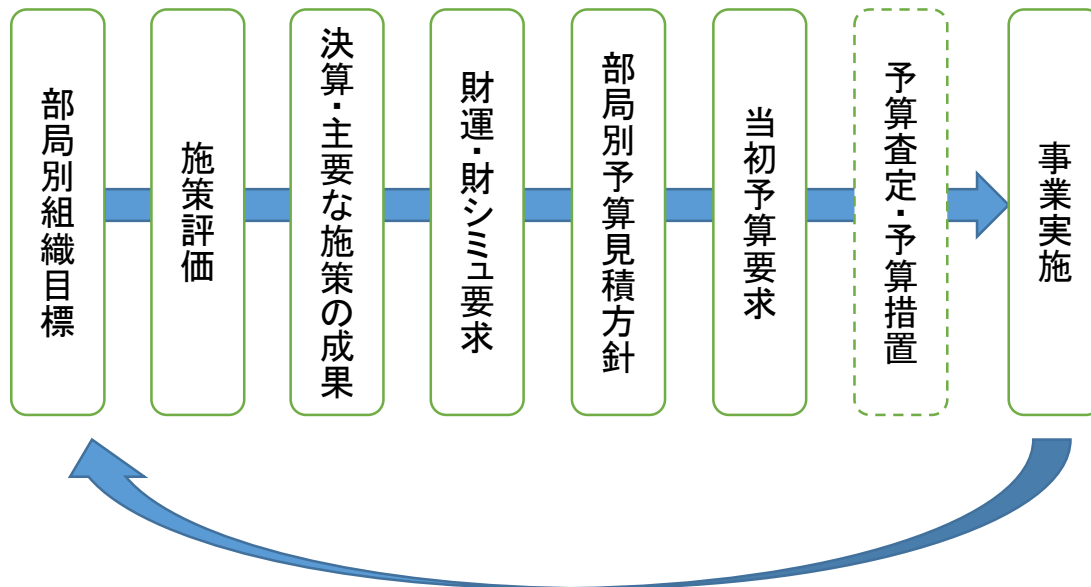
第5次総合計画の  
進捗管理・評価の体系

# 第2期基本計画の評価の運用について

施策体系	評価の運用		
	進捗の把握	毎年度 → 庁内組織単位の評価・ 予算編成の基礎へ	次期基本計画策定年度 → 次期基本計画の基礎へ
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針ごとに設けている達成目標に向けた進捗概況と市民意識を継続的に把握します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成目標に向けた進捗状況の目安として指標を把握し、公表していきます。</li> <li>各基本方針の重要度・満足度に係る市民意識を把握し、公表していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間中の成果や課題、市民意識の推移等を把握し、期中評価を行います。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策ごとに事業執行面での分析を行い、達成状況や課題を把握します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての施策について、行政の内部管理に基づく評価を行い、公表していきます。</li> <li>評価に基づき、改善方針を導くことを重視します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間中の評価や環境変化等を踏まえ、施策の構成を再構築します。</li> </ul>
事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策評価の中で、それぞれの事業の実行性・効率性を把握します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業について、施策ごとの達成度評価の中で進捗状況を把握し、次年度予算編成に向けて見直しを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間中の見直し（スクラップ&amp;ビルド）を踏まえ、施策体系や財務システムと連動して事業を再構築します。</li> </ul>

# 予算等と連動した総合計画の推進について

## 予算等との連動について



※施策の主要事業を中心とした評価・目標管理のサイクルを総合計画・予算を横断しながら、年度をまたいで展開していく。

※主要事業は、左記の各段階において目標設定・実施・予算要求・評価を行う。

※主要事業は、計画期間中、固定するのではなく、必要に応じて適宜見直しを図っていく。